

放射線業務従事者 各位

放射線安全委員会委員長

令和3年度放射線業務従事者登録について（通知）

このことについて、アイソトープセンター放射線障害予防規程第10条及びエックス線障害防止管理規則第7条に基づき、令和3年度の放射線業務従事者登録を開始いたしますので、令和3年度に放射線業務に従事する方は、下記のとおり申請してください。

なお、申請されない方や別紙記載の放射線業務従事者の登録要件を満たさない方は、放射線業務に従事できません（ガラスバッジも貸与できません）ので、注意してください。

記

- 令和3年度に放射線業務に従事を予定されている方は、2月1日（月）から令和3年度の「放射線業務従事者登録申請」を受け付けますので、申請してください。
 - ・学生：学生情報ポータル <https://portal.student.kit.ac.jp/>
 ※ログイン後『学生情報ポータル』内の『その他のリンク』から登録を行ってください。
 ※4月分のガラスバッジの提供を希望される方は「放射線業務従事者登録申請」後、3月4日（木）までに「ガラスバッジ使用予定」を必ず設定してください。
 ※その他操作方法等については、以下 URL（学内専用）に掲載している操作手順書を参照ください。
https://research.web.kit.ac.jp/private/radiation/radiation_register/
- 令和2年度から継続して放射線業務に従事する方については、3月31日（水）までに必ず登録申請を行ってください。登録申請後、登録要件を確認したのちに、受付の通知メールを送付のうえ、登録を更新します。
 更新受付のメールが届き次第「ガラスバッジ使用予定」が設定できますので、各月ごとの使用予定を設定してください。ガラスバッジを使用されない月でも「休止」又は「停止」のどちらかを必ず設定してください。
 ただし、特殊健康診断が未受診であるとき、診断結果について支障がないと判定されなかったとき、又は RI 施設利用者・学外エックス線発生装置利用者にあつては令和3年度の教育訓練を修了しなかったときは、登録を取り消すとともに、その旨をメールにて送付します。
- 令和3年度から新たに放射線業務に従事する方は、登録申請後、登録要件を確認したのちに、受付の通知メールを送付のうえ、登録を行います。令和2年度以前の特殊健康診断の受診歴又は教育訓練の受講歴が無い方は、令和3年度の特健康診断の結果支障がないと判定されること及び令和3年度の教育訓練を修了したときに、ガラスバッジを貸与します。登録申請のみでは放射線業務に従事できませんので、注意してください。

以上

※放射線業務に従事していない方にも送付しています。

【参考：今後の放射線業務従事者登録に係るスケジュール（予定）】

※詳細は、それぞれ別途お知らせいたします。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響で変更になる可能性があります。）

- ・令和3年4月 学生対象特殊健康診断
- ・令和3年4月又は5月 春期放射線業務従事者教育訓練
- ・令和3年6月 教職員対象特殊健康診断
- ・令和3年9月又は10月 秋期放射線業務従事者教育訓練
- ・令和3年10月 学生対象特殊健康診断
- ・令和3年12月 教職員対象特殊健康診断

【本件担当】

研究推進課総務係

内線：7038、7717

メール：ken-apply@jim.kit.ac.jp

【放射線業務従事者登録者(ガラスバッジ被交付者)となるための要件】

- ・ RI施設を利用する場合
(RI施設に含まれる施設: 本学アイソトープセンター、加速器、原子炉等、学外X線発生装置)

(新規)

放射線業務従事者登録申請
(年1回必須)

+

特殊健康診断を受診し、業務従事に支障がない判定を受けること
(年2回必須)

+

教育訓練(RI新人教育)の受講(6時間)
(初回必須)

(継続)

放射線業務従事者登録申請
(年1回必須)

+

特殊健康診断を受診し、業務従事に支障がない判定を受けること
(年2回必須)

+

教育訓練(RI再教育)の受講(1時間)
(年1回必須)

- ・ 学内X線発生装置を利用する場合

(新規)

放射線業務従事者登録申請
(年1回必須)

+

特殊健康診断を受診し、業務従事に支障がない判定を受けること
(年2回必須)

+

教育訓練(学内X線)の受講(2.5時間)
(初回必須) * RI施設利用に係る教育訓練(RI新人教育)の受講者は免除

(継続)

放射線業務従事者登録申請
(年1回必須)

+

特殊健康診断を受診し、業務従事に支障がない判定を受けること
(年2回必須)

※ 放射線業務従事者登録申請は、教職員はポートフォリオシステム、学生は学生情報ポータルにより行う。

※ 特殊健康診断の受診は、登録前及び登録後6箇月毎に受診すること。

※ 本学が実施する特殊健康診断を受診することができない場合は、外部機関で受診し、その診断結果に基づき、保健管理センターで問診を受ける必要がある。

※ 学生のみ、春期の特殊健康診断で血液検査を受診した場合、秋期は問診のみで良い。